

第9回境界シンポジウムを開催

静岡県に活動拠点を置く、土地家屋調査士604人で構成する静岡県土地家屋調査士会(赤堀一通会長)。不動産登記制度において、土地や建物の調査・測量を行い、各種権利の持ち主を明確化する業務を請け負っている。このほど公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と共に開催した境界シンポジウムでは、近年問題となっている所有者不明土地をテーマに、岩手県知事・総務大臣などを務めた増田寛也氏が講演した。今回は、静岡県土地家屋調査士会の活動と境界シンポジウムの要旨を紹介する。

増田寛也氏



ADR相談ブース

家屋被害認定調査に関する基本協定を締結している。赤堀会長は「地震や台風による自然災害などで被害を受けた建物に対して支援金の交付や災害保険の認定を申請するために、被害認定調査をもとに市町村が発行する罹災証明書が必要となりました。その手続きを円滑化するためわれわれが、市町の職員の現地調査補助を行う協定を静岡県内全市町と結んでいます」と話す。

境界シンボリックムが行われた。7月31日は、1950年に土地家屋調査士制度が誕生したことを記念する「土地家屋調査士の日」に定められて いる。全国の土地家屋調査士会で、無料相談会やイベントが催された。静岡県土地家屋調査士会においても、記念公演を開催するとともに、会場内でADRに関する無料相談会を

行つた。当日は同会会員や他県の調査士会会員、官公署の関係者、一般来場者など377人が参加。基調講演で登壇した一般財團法人国土計画協会所有者不明土地問題研究会の増田寛也座長は、「先祖代々の土地を守りたい、資産として不動産を持ち統けたい」という昔ながらの考え方を持つ人が減つてきている」と前置きした上で、所有者不明土地が2016年現在で約410万ha余りあり、2040年には約720万haに広がる恐れがあると指摘。「相続税や固定資産税などの負担が原因で土地を手放したいという人が増えている。独り暮らしの家主がなくなつた場合、相続人が見つからないというケースもある。そうした問題を減らすためにも、所有者の責務の明確化や土地を手放す仕組みづくりが必要」と訴えた。

「そういう人が増えている。独り暮らしの家主がなくなつた場合、相続人が見つからないというケースもある。そうした問題を減らすためにも、所有者の責務の明確化や土地を手放す仕組みづくりが必要」と訴えた。



赤堀一通会長

月27日は、静岡地方方法務局と合同相談会を開催致します。相談は無料(要事前予約)ですので、まずは相談してみたい。どこに相談していくのかわからなかつたという方はぜひお問い合わせください。(電話054-2882-0910)。

静岡県土地家屋調査士会の赤堀会長は、土地家屋調査士を「技術力を持った法律家」と称する。現在同会では、「境界紛争ゼロ」をスローガンに、ADR(裁判外紛争解決制度)に力を入れているが、そうした支援ができる

のも、調査・測量技術と法律知識に長けた土地家屋調査士だからだ。静岡地方法務局と、当会の関連組織である静岡境界紛争解決センターでは、土地の境界問題にお悩みの方を対象にした無料相談会を定期的に開